

富雄庄田線バス停留所整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、バス路線「富雄庄田線」におけるバス停留所の利用環境を向上し、路線バスの利用促進を図るため、上限の範囲内において富雄庄田線バス停留所整備費補助金（以下、「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助対象事業者は、生駒市内においてバス路線を運行する路線バス事業者とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の補助対象経費は、道路法（昭和27年法律第180号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に適合するバス停留所の上屋、ベンチ、風防施設及び照明施設等の利用環境向上に資する設備等の新設又は改修に要する経費とする。

2 補助金の額は、要した実支出額（各種申請、調査、設計、工事及びその他本事業の実施に要した経費の合計額をいう。）とし、補助金の上限は4,401,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

3 第1項の規定に関わらず、他に補助金等の交付を受け、又は受けようとするバス停留所の経費については、補助金の交付の対象から除くものとする。

(補助金交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）補助金の交付に係るバス停留所の位置図

（2）補助金の交付に係るバス停留所の写真

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、30日以内にその内容を審査し、適當と認めたものについて補助金の上限の範囲内において、交付の決定を行い、申請者に対し補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(実績報告)

第6条 申請者は、交付の決定を受けた補助金の対象となるバス停留所の整備を完了したときは、その完了の日から起算して30日以内に、富雄庄田線バス停留所整備費事業（以下、「補助事業」という。）実績報告書（様式第3号）に当該整備に係る次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）工事契約書又は売買契約書の写し

（2）前号に係る支払を証する書類又は支払を確約する書類

（3）工事完了報告書の写し

（4）工事中及び完成後の写真

（5）竣工図書

(補助金の額の確定)

第7条 市長は、前条の規定により提出された補助事業実績報告書を審査の上、これを適当と認めるときは、補助金の額の確定を行い、確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 申請者は、生駒市から補助金の支払を受けようとするときは、補助金請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が不適当と認めたとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の取り消しを行った場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(施行の細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年6月2日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に補助金の交付を受けた者について、第9条及び第10条の規定は、前項に規定する日以降もなおその効力を有する。

様式第1号(第4条関係)

年　月　日

生駒市長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者名

富雄庄田線バス停留所整備費補助金交付申請書

富雄庄田線バス停留所整備費補助金の交付を次のとおり申請します。

1 交付申請額　　金　　円

2 補助事業の目的及び内容

3 補助事業の概要

補助事業の概要	申請番号	バス停留所名称	補助対象(予定)経費額	完了(予定)年月日
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
	合計		円	

(1)記載要領

申請の概要是、補助整備バス停留所ごとに申請番号を記載すること。

(2)添付資料

1. 補助金の交付に係るバス停留所の位置図
2. 補助金の交付に係るバス停留所の写真

様式第2号(第5条関係)

第
年

月
日

号

所 在 地
団 体 名
代表者名

様

生駒市長 印

富雄庄田線バス停留所整備費補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の富雄庄田線バス停留所整備費補助金は、以下の通り交付します。

1 補助金の額 金 円

様式第3号(第6条関係)

年　月　日

生駒市長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者名

富雄庄田線バス停留所整備費事業実績報告書

富雄庄田線バス停留所整備費事業に係るバス停留所の整備が完了したので、富雄庄田線バス停留所整備費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 補助申請額 金 円

2 補助事業実績

補助事業実績	申請番号	バス停留所名称	補助対象経費額	完了年月日
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
	合計		円	

(1)記載要領

申請の概要は、補助整備バス停留所ごとに申請番号を記載すること。

(2)添付資料

1. 工事契約書又は売買契約書の写し
2. 1.に係る支払いを証する書類又は支払を確約する書類
3. 工事完了報告書の写し
4. 工事中及び完成後写真
5. 竣工図書

様式第4号(第7条関係)

第
年

月
日

所在地
団体名
代表者名

様

生駒市長 印

富雄庄田線バス停留所整備費補助金の確定通知書

年 月 日付けで完了実績報告のありました、富雄庄田線バス停留所整備費補助金については、富雄庄田線バス停留所整備費補助金交付要綱第7条の規定により、以下のとおり額を確定したので通知します。

バス停留所数	補助金の額
基	円

様式第5号(第8条関係)

年　月　日

生駒市長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者名

富雄庄田線バス停留所整備費補助金請求書

年　月　日付け第　号で通知のあった富雄庄田線バス停留所整備費
補助金を次のとおり請求します。

1 補助金の額　　金　　　　　　円

2 振込先口座